

令和元年度第3回

都区協議会会議録

日 時：令和2年1月28日（火）午後4時17分

場 所：東京都庁第一本庁舎 7階 大会議室

○事務局長（行政部長） それでは、始めさせていただきます。

ただ今から、令和元年度第3回都区協議会を開催いたします。

私は、本協議会の事務局長を務めさせていただいております、総務局行政部長の佐藤智秀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、タブレット端末を使用して進行してまいります。

説明の進みに従いまして、こちらで操作をさせていただきますので、お手元のタブレット端末をご覧ください。

なお、会議中、端末に不具合が発生した場合は、職員までお声かけをお願いいたします。

まず、出席者につきましては、ご覧の座席表をもちまして紹介に代えさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、協議会会長であります小池知事からご挨拶を申し上げます。

○小池知事 皆様、こんにちは。

それぞれ、さまざまな新年会などでお目にかかつてはおりますが、こうやって区長会の皆様方と揃ってお目にかかるのは、今日が初めてということで、改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。座って話させていただきます。

さて、山崎会長を初め、区長会の皆様方には、ご多用のところご参加いただきまして、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

そして、早速ですが、来年度の都区財政調整につきましてでございますが、非常に難しい協議ではございましたが、期間を延長して精力的に議論を行って、本日の都区協議会を迎えることができた次第でございます。区長の皆様方におかれましては、非常にご苦勞をいただきました。感謝申し上げます。

東京には、少子高齢社会への対応だけではございません。防災、治安対策、環境対策など多くの課題が山積していることは、ご承知のとおりでございます。同じ共有の課題でございます。また、こうした課題を解決いたしまして、東京をさらに発展させるためには、住民に最も近いところでご尽力をいただいております、区長の皆様方との連携が不可欠でございます。皆様方より一層のお力添え、よろしくお願いいたします。

下のデイクォーターというのがございますが、あと2020大会まで、オリンピックの方は開幕まで178日となりました。準備も大詰めを迎える中において、ちょっと新型コロナウイルスの問題というのは少々厄介だなと不安に思うところもございますけれども、是非ともこの問題は早期に国の方とも連携しながら、この対処をしていく必要があるかと思っております。

また、オリンピック・パラリンピックの成功に向けましては、皆様方、区市町村の皆様方と力を合わせまして、去年の流行語で言うところと言うならば、「ONE TEAM」となって成功に導いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

この大会の成功こそが、その先の東京、そして日本の持続的な発展を成していくための跳

躍台になろうかと思えます。この大会の成功、そしてその次の確かな第一歩を踏み出すためにも、大会の成功は不可欠でございます。

そこで、昨年末には「戦略ビジョン」も策定をいたしております。2040年を目指しまして、2030年に何を行っていくべきかということをもとめた冊子でございまして、ご説明も何らかの形でさせていただいているかと思えます。

いずれにしましても、都民、そして区民の幸せのために、皆様方としっかり連携をいたしまして、これら戦略ビジョンを初めとするさまざまな課題の解決、そして新しい東京の未来をともに築かせていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○事務局長（行政部長） それでは、本日の議事に入らせていただきます。議事の進行役は、副知事の多羅尾委員にお願いしたいと存じます。多羅尾委員、よろしくお願いいたします。

○多羅尾委員 多羅尾でございます。恐縮でございますが、着座にて進めさせていただきたいと存じます。

それでは、本日の議題は次第のとおりでございまして、協議案5件となっております。

まず、第1号協議案から第4号協議案につきまして、事務局長からご説明を申し上げます。お願いいたします。

○事務局長（行政部長） 恐縮ですが、着座のまま説明をさせていただきます。端末の資料をご覧くださいと思います。

初めに、第1号協議案、「令和2年度都区財政調整について」でございます。

1の「交付金の総額」でございますが、まず「調整税等」につきましては、(1)の欄にございますように1兆8,406億円、対前年度5.9%の減を見込んでおります。

この調整税等に、今回の協議におきまして合意をいたしましたならば、特別区の配分割合となります55.1%を乗じた額に、平成30年度の精算額を加えたものが交付金の総額となり、その額は1兆128億円となります。

内訳につきましては、普通交付金が交付金総額の95%分で9,621億円、特別交付金が5%分で506億円でございます。

基準財政収入額と基準財政需要額は、その下に記載してあるとおりでございます。

協議案3ページでございます。

続きまして、ただいま説明いたしました、特別区財政調整交付金の算定根拠となります、「令和2年度都区財政調整方針（案）」でございます。

第一の「都区間の配分割合の変更」でございますが、今年度は、都区間の配分割合の変更がございません。

その方針といたしまして、「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある。しかしながら、配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとする。」ことを記載してございます。

第二の「基準財政収入額」から第四の「今後の措置」までにつきましては、例年と同様の方針となっております。

協議案5ページでございます。

次に、第2号協議案、「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

これは令和2年度都区財政調整に係る事項を条例に規定するものでございます。

協議案14ページでございます。

続きまして、新旧対照表でございます。

先ほどご説明申し上げました、第1号協議案の調整方針に基づきまして、第3条で交付金の交付金総額に係る配分割合の変更、また、別表で基準財政需要額の単位費用の改定を行うものでございます。

次に、第3号協議案、「令和元年度都区財政調整再調整について」でございます。

これは、昨年8月の当初算定の残額に、都税収入の動向を反映させまして、交付金の最終額を再調整したもので、その額は420億円でございます。

2の「再調整の内容」でございますが、普通交付金につきまして再算定を実施し、415億円を追加交付いたします。また、特別交付金には5億円を加算するものでございます。

「再調整後の交付金の総額」は、資料の下の3に記載しておりますとおり、1兆992億円となります。

続きまして、ただいま説明申し上げました再調整の根拠となる「令和元年度都区財政調整再調整方針（案）」でございます。

最後になりますが、第4号協議案、「令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例案について」でございます。

続きまして、条例案でございます。

先ほど説明いたしました、第3号協議案の再調整方針に基づきまして、基準財政需要額の単位費用の特例を条例に規定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○多羅尾委員 それでは、ただいま説明のありました、第1号協議案から第4号協議案につ

きまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 ただいま提案のありました協議案について、意見を申し上げたいと思います。座って、お許しいただきたいと思います。

今回の都区財政調整協議は、市町村民税法人分のさらなる国税化により、2,000億円に迫る規模の大幅な減収が見込まれるなど、厳しい財政環境の中で協議となりました。

合わせて、特別区が来年度以降、順次児童相談所を設置し、都から事務を引き継ぐことに伴う財源配分の見直しが大きな焦点となりました。

協議の結果、財源配分割合については、双方の意見に相違がある中で、特例的な対応として、来年度から55.1%とし、令和4年度にそのあり方を改めて協議することとなり、特別区相互間の財政調整については、児童相談所関連経費の算定や幼児教育・保育の無償化への対応をはじめ、区側提案の多くを反映することができました。

協議の取りまとめに至ったのは、双方の努力の結果と受けとめております。

しかしながら、課題も多く残されました。配分割合のあり方のほか、特別区相互間の財政調整についても、合意に至らなかった事項があります。また、特別交付金や都市計画交付金のあり方については、今回も議論を前に進めることができませんでした。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては、是非前向きな対応をお願いしたいと思います。

開催まであと半年と迫ったオリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、都と特別区が連携を深めて取り組んでいかなければならない喫緊の課題が山積しております。

引き続き、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号から第4号までの協議案を了承することといたします。

以上です。

○多羅尾委員 ありがとうございます。ただいまのご発言に対しまして、都側から何かございますでしょうか。

じゃあ、小池知事、お願いいたします。

○小池知事 ありがとうございます。

ただいま、来年度の都区財政調整方針、そして今年度の再調整方針並びに関連する条例の改正につきまして、特別区側のご了承をいただきまして、都と区とで合意することができました。

本日、取りまとめることができましたのも、都と区の信頼関係のもとにおきまして、双方

が真摯に議論を重ねた結果だと、このように考えております。

山崎会長を初め、区長会の皆様方に、改めて感謝を申し上げ、また今後ともよろしく願い申し上げます、私からのコメントとさせていただきます。誠にありがとうございます。

○多羅尾委員 それでは、ほかにご意見やご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 合意をしたということは、それはそれで受けとめたいと思います。山崎会長、もうやめておけといった判断があれば、おっしゃってください、レフリーだから。

僕、ちょっと聞きたいのは、合意は合意であるとしても、この0.1%、その積算の根拠というのは、先日、区長会で、総務局長、それから行政部長さんが見えになって、ご説明を伺いましたよね。その積算の根拠は無いというご説明だったんですけども、この0.1%、この合意というのは、知事のご判断をされたというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○小池知事 もちろん都といたしまして、会議を重ねて進めたものでございます。都としての考えでございます。

○田中委員 とするならば、この0.1%の積算の根拠というのは、知事としてご説明をしていただく必要があるのではないかというふうに、私は思うんです。

○多羅尾委員 それでは、私からご説明を、代わりにさせていただきます。

配分割合につきましては、協議の過程で都区双方にそれぞれ意見があったということもございますけども、財調協議の結果として、最終的には都区財政調整方針のとおり、都区合意したものでございます。

この0.1%というのは、やはり都区双方いろいろ意見ございましたけども、やっぱり児童相談所というものを、子供さんの安全・安心のために円滑に運営していきたいという、その都区共通する考え方、それがもとになっているということでございます。

そして、この0.1%分も含めて、令和4年度にあり方を改めて協議するという事になったということでございます。

○田中委員 それであるならば、そういった児童相談所行政を円滑に安定的に運営していくということであるならば、その基礎になる財源の問題というのは、当然あるわけですよね。そうすると、区側の当初の積算というのは、49億というお話で0.26%だというふうに聞いておりますけれども、そうすると、最終的なこの合意の差額、乖離分、約30億と、これは例えば、財調以外で予算措置の検討というのはされるのか。それとも、財調の範囲内で。範

区内といっても、0.1%しか積算しないということであれば、この乖離分については、負担というのはどうなるというふうに、都側は考えていらっしゃるのか。

○多羅尾委員 財政的な基礎保障というか、基礎ということについては、特に別のレベルにおいて問題はないということになっているかと思います。

そして、配分割合というのは、また今回の議論の焦点でもありましたけど、その配分割合の考え方は考え方で、またこれと個々の事業とは別になると、このように議論がいろいろ交わされたというふうに考えております。

○田中委員 いや、よくわからないんですけど。要するに、区側の積算も実績ではないので、必ずしも正確ということにはならないと思うんです、ただ予測値だと。

ただ、都側の、言ってみれば財源の手当てというものの乖離が、やっぱり30億というのは、かなり大きい乖離だというふうに思うんです。そうすると、その乖離分というのは、どう誰が負担をするというふうに都側としては認識をしているのか、ここを聞いているんです。

○多羅尾委員 今おっしゃられました、その乖離というのが、じゃあ財源が不足して運営に支障を来すのかという話とはまた違うというふうに都としては考えております。

再度申し上げたとおり、財調における配分割合の考え方というのは、また個々の事業とは別にあるのではないかというふうに、都としての考え方はこれまでご説明してまいったという経過だと思っております。もし行政部長のほうで補足があれば。

○事務局長（行政部長） 財調上の需要をどう見るかという話については、今、田中区長がおっしゃったように、区側の主張と都側の主張というのは、見解の相違が確かにあったものでございます。それについては、そういったことの全て配分割合のあり方について、検討していくことになるということだと思っております。

ただ、そういう中で、先ほど多羅尾委員の方から申し上げましたとおり、今回の問題というのは、子供の安全を守る児相という問題に関して、最終的に児童相談所、都区の見解が相違する中で、最終的に双方が歩み寄って合意をしたという、そういう性格のものだと思っておりますので、そういったものも含めて、配分割合のあり方について、3年後に協議をすることかと思っております。

○田中委員 ONE TEAM というね、知事のご発言もあるんですけども、私の認識では、ONE TEAM というのは、やっぱり住民から見て、例えば東京都と区が同じことを説明しているねと、これがやっぱり ONE TEAM だと思うんです。

今回この問題は、今回の合意は合意としながらも、やっぱり依然として都区の間の考え方の違いというのは埋まってないという印象をどうしても持つんですね。だけど、今後、今の状況を、ただその都度その都度合意しましたといっても、積算の根拠はない、その事業と配分が違ふと。じゃあ、一体何なんだと、この18億というのは。頑なに、財調には、今、手をつける段階ではないんだというのが従来の都側の主張だったと思うんです。区側は区側で、45の中で大都市業務として見相をやっているんだから、見相をやるところが出た限りは配分に影響するはずだろうということ saying きた。それはそれで双方の立場から来る主張だから、それはぶつかってきたわけです。

ただ、最終的にそれは、0.1ポイント都側が譲歩しましたという限りにおいては、なぜ譲歩したんだと。その0.1%の積算の根拠というのは、それはきちっとわかりやすく説明をしないといけないんじゃないかというのが、私はあると思うんです。

もっと言えば、既にこの0.1ポイントの東京都の譲歩というのは、報道で流れているわけですよね、事前に。その報道で流れている中には、今年は都知事の選挙があるからだというふうに書かれているわけです。本当にそうなのか。そうでないとするんだったら、やはり0.1%の算出の根拠というのは、わかりやすく説明する必要があると思うし、都と区の見解の相違、これまでの溝について、もう少し今回譲歩したものと、今後の進める方向性というものについて、わかりやすい説明があってもよろしいんじゃないかというふうに思うんです。

○事務局長（行政部長） 今、選挙云々という話がありましたけど、決してそういうことではありません。それについて、私どもも、区長会の中でもご説明申し上げましたけども、この問題については、ことさら子供の問題なんです。なので私たちが、財調というのは事業そのものではありません、事業を支えるものだと思います。そうした中で、都と区が子供のそのことに関して折り合わないという状況というのは、決して現場にもいい影響を与えないと思います。都と区との間で、そうした中でお互いが双方に協議を重ねて合意したものだというふうに思っております。決して、そうした形で、当然交渉事ですので、それぞれの主張というのはぶつかると思います。そうした中で生まれてきた0.1ですので、決してそういうことはないということは、ちょっとこの場ではっきりと申し上げさせていただきます。

○田中委員 だから、何で行政部長がそこで答えるのか、僕はよくわからないな。だって知事にしか答えようがないと思うんです、この件は。あなたは、だって積算の根拠はないって、この間、区長会ではっきりそういうふう言い切ったわけでしょう。根拠がないということ部長として言ってきて、何で答弁ができるの。局長も同じじゃない、その場にいたんだから。

それと、僕の質問に答えていないのは、要するに30億の乖離があって、これは実際に実

績じゃないから正確ではないかもしれない。しかし、事業をやるについて、やっぱり 30 億の乖離というのは相当の問題だと思います。その負担、要するに、子供のためだからこそ、きちっと財源の負担の責任というのは、ある程度はつきりさせておかなきゃいけないんじゃないかというふうに思って聞いているんですけど、それについては、ちょっと答えがなかったんじゃないかな。

○総務局長 その数字の違いについて言えば、そもそも我々の間で議論をしていたのが、その数字の乖離を配分割合で埋めなければいけないのかどうかという議論をしていたのであって、我々は配分割合を見直さなくてもそれは埋まるでしょうという議論をしていた。それに対して区側は、それは全部配分割合の変更でやるべきだという主張であって、それを戦わせる中で、我々として、その交渉の結果として 0.1 という数字を積み上げてきたわけですよ。

○田中委員 だったら、その配分割合でなくてもやるんだという主張であるんだとすれば、乖離がある分は、じゃあどうするんですかということだよ。

○総務局長 それは今の財調の協議の中で、その全額を埋めるかどうかという議論はいろいろありますけども、ご迷惑をかけない範囲で埋めるという形の積算の仕方については、事務的に合意していることになります。

○事務局長（行政部長） 補足で説明させていただきますけど、普通態容補正という形で、先行 3 区の需要については、きちんと算定しております。そうした意味では、きちんと先行 3 区については需要を算定しておりますので、その点については、はっきり申し上げて、それは実務的にも合意しているところでございます。

○田中委員 いや、だから、いいとか悪いとかじゃなくて、要するに、財調の枠の中でやると言っているわけ。財調の枠の中でやるということですね、じゃあ、都側の認識としては。だから、財調の枠をはみ出す形での予算措置というのは考えていませんということなわけ。そうしたら、さっきの都側の主張とは、ちょっと違うじゃないの。だって、配分割合でやるもんじゃないんだという主張をされたんでしょう。配分割合というのは、だから財調のことでしょう。財調の配分割合で、この児相の金の問題は話をするんじゃないんだといたら、別枠の引き出しを考えていたというふうに受けとめたんですけど。

○総務局長 ですから、そこが、一番そもそも議論の発端なわけですよ。それを全て配分割合の変更で見るのか見ないのかという中で、大枠を変えるのか変えないのかという議論

をしてきたわけですから。

もし、そのお話ですっとおっしゃるんだったら、話がもとに戻ってしまって、我々は基準財政需要額の算定の中で全部見るので、やっぱり必要なんじゃないですかという主張をしなければいけなくなってしまう。その部分は、我々の都区の信頼関係のもとで合意した数字として0.1というのが出てきたわけですから。その数字を合意した以上は、それは都区双方が説明をすべき数字だというふうに考えてございます。

○田中委員 僕は、いいとか悪いとかじゃなくて、要するに、都側の認識と区側の認識が、さっきの数字の乖離のところでも言ったけど、認識の乖離もそのまま引きずっていくということがないように、今回の合意でしたほうがいいということでお尋ねしているので、だから財調以外の枠組みでやるべきだというのが東京都の主張だということ、当初ね。

○事務局長（行政部長） 財調の配分割合の変更という意味です。財調の中で、私たちは、変更が、現時点では少なくとも必要がないというふうに主張していて、区側は設置に応じてやるべきだという主張があって、その中で両者がぎりぎりの中で折り合ったのが、数字としての0.1%だというふうに認識をしています。

○田中委員 いや、だから財調以外のところで積算していこうといったときに、18億だったわけ。違うでしょ。

○事務局長（行政部長） いや、財調以外で積算する、財調以外の交付金で見るということではないです。

○多羅尾委員 お時間もちょっとございますので。

こういうことなのかなと思うんですけども。

まず、来年度から3区で児童相談所事業がスタートされますと。それに対して財政的な支障を来しているという状況ではないということは、ひとまずご理解願えるかと思います。

次に、じゃあそういったところにつきまして、今、総務局長から申しましたように、財調の配分変更というところで処理するのか、別のところで処理するのかというのは、確かに都区間で相当の意見の相違がございました。ただ、そこで0.1%という数字をとったのは、児童相談所行政を都区双方の両方の思いとして円滑に進めていくためと、それが根拠といえれば根拠なんだという整理に今回なったというふうに、私は理解しておるんですけど。

ですから、財調の配分割合の変更のあり方については、都区で議論はあって、完全に一致しているわけではないかもしれませんが。

○田中委員 だから、円滑に推進するための 0.1%。0.1%だったら、なぜ円滑なんですかと。0.26 ということ を主張していた区側からして、0.1 は、それは考え方によって獲得でもあるけれども、100%飲ませたわけでもない。円滑に行くのに 0.1%というのは、どういう理屈なのかなと。だから数字がもともとこの数字だと、何とかあれだと。それで、その数字をつくるのに、どこでつくるかということも、それは議論になっていたと。けど最終的に、円滑のための数字が 0.1%、実際には 18 億という積算になったわけでしょう。だから円滑に行くのに 18 億というのはどういう意味なのかなということを言っているわけです。

○多羅尾委員 双方の議論の経過の中で 0.1%というところに落ちついたということかと思っております。要は、協議の折衝の結果、議論の結果というところだと思っております。

○山崎委員 田中区长さんのお話は、役員会の折にもいろいろと議論が出たところで、我々も、その考えについては伺っているところです。その中で、役員会で 0.1 ということ で了承していただいて、総会に諮って了承をとったわけですから。その中身については、これ、いろいろありますよ。私と多羅尾副知事との間での折衝というのが、何度もやりとりの中で、その根拠があるなしではなくて、0.1 というところで話し合いがお互いに譲り合うことができたということだということは、お話ししたとおりです。

ですから、その中身とか、じゃあそれはどうやって補填するのかと、足りない部分は どうするのかということになれば、これは財調の枠の中で、先行 3 区はその仕事の分だけその配分を受けるけれども、残りの区は受けない、残りの区の財源を渡すわけ。それは当然のことながら、この児童相談所を上手に運営していくためには、お互いにその辺は譲り合っていくべきではないかというふうに私は考えていますので、この点については、ご理解いただかないと。それはわかっているんだよね。

○田中委員 そのところは、そうなんですか。

○山崎委員 だから、そういった点で、お互い、そこまでこの間は話さなかった、役員会では話さなかったけれども、そういうことに至るというのは、説明しなくてもおわかりいただけたというふうに私は認識しているんで、ご理解を賜りたい。

○田中委員 ということは、要するに、財調枠外では、今のところ財源としては考えていないというのは、そこは都区間での認識の一致ということはあるわけね。それで再協議をしようということね。そのことは、みんな知らないといけないですね、23 区側は。

○山崎委員 だから、令和 4 年に再協議する時に、今までの分、この 3 年間、間の 2 年間か、

その間のことも含めて協議をしてもらわないといけないと。ただ、これから新しくスタートするような考えでは、協議には臨めないねということ。それは都もわかっていらっしやると思います。

○田中委員 いや、大丈夫。これ以上、何か議運の理事会を思い出しちゃうから。

○多羅尾委員 ご意見は、さまざまあるとは存じますけれども。

それでは、第1号協議案から第4号協議案につきましては、原案のとおり決定させていただきたいと存じますが、よろしく願いいたします。

(異議なし)

○多羅尾委員 それでは、次に、第5号協議案につきまして、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（行政部長） 第5号協議案の「令和2年度都区協議会予算案について」、ご説明いたします。端末の資料をごらんください。

第5号協議案、「令和2年度都区協議会予算（案）」でございます。

協議案27ページをご覧ください。

令和2年度都区協議会の歳入歳出予算の総額は、記載のとおりでございます。

28ページに、分担金など歳入の内訳を、記載のとおりまとめてございます。

29ページ・30ページには、会議費、事務費など歳出の内訳を、記載のとおりまとめてございます。

説明は以上でございます。

○多羅尾委員 ただいま説明のありました第5号協議案につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言を願います。

(異議なし)

○多羅尾委員 ありがとうございます。それでは、ご異議がないようでございますので、第5号協議案につきましては、原案のとおり決定させていただきたいと存じます。

それでは、本日予定の議題は終了いたしました。ありがとうございます。

○事務局長（行政部長） それでは、以上で、令和元年度第3回都区協議会は終了となりま

す。本日は、ありがとうございました。

— 了 —